

# 新型コロナワクチン職域接種の開始について

## 1. 使用するワクチン

モデルナ社製ワクチンを使用。

## 2. 開始時期

令和3年6月21日より開始。

高齢者接種が早期に完了する見込みのある自治体においては、自治体の判断で前倒しも可能。

## 3. 接種会場、医療従事者の確保

自治体による接種に影響を与えないよう、会場や医療従事者等は企業や大学等が自ら確保する。

## 4. 実施形態

- 企業単独実施
- 中小企業が商工会議所等を通じて共同実施
- 下請け企業、取引先を対象に含めて実施
- 大学等が学生も対象に含める 等も可能。

## 5. 接種順位

職域接種対象者の中で優先順位を踏まえて実施。高齢者、基礎疾患を有する者を優先的に接種。

## 6. 接種費用

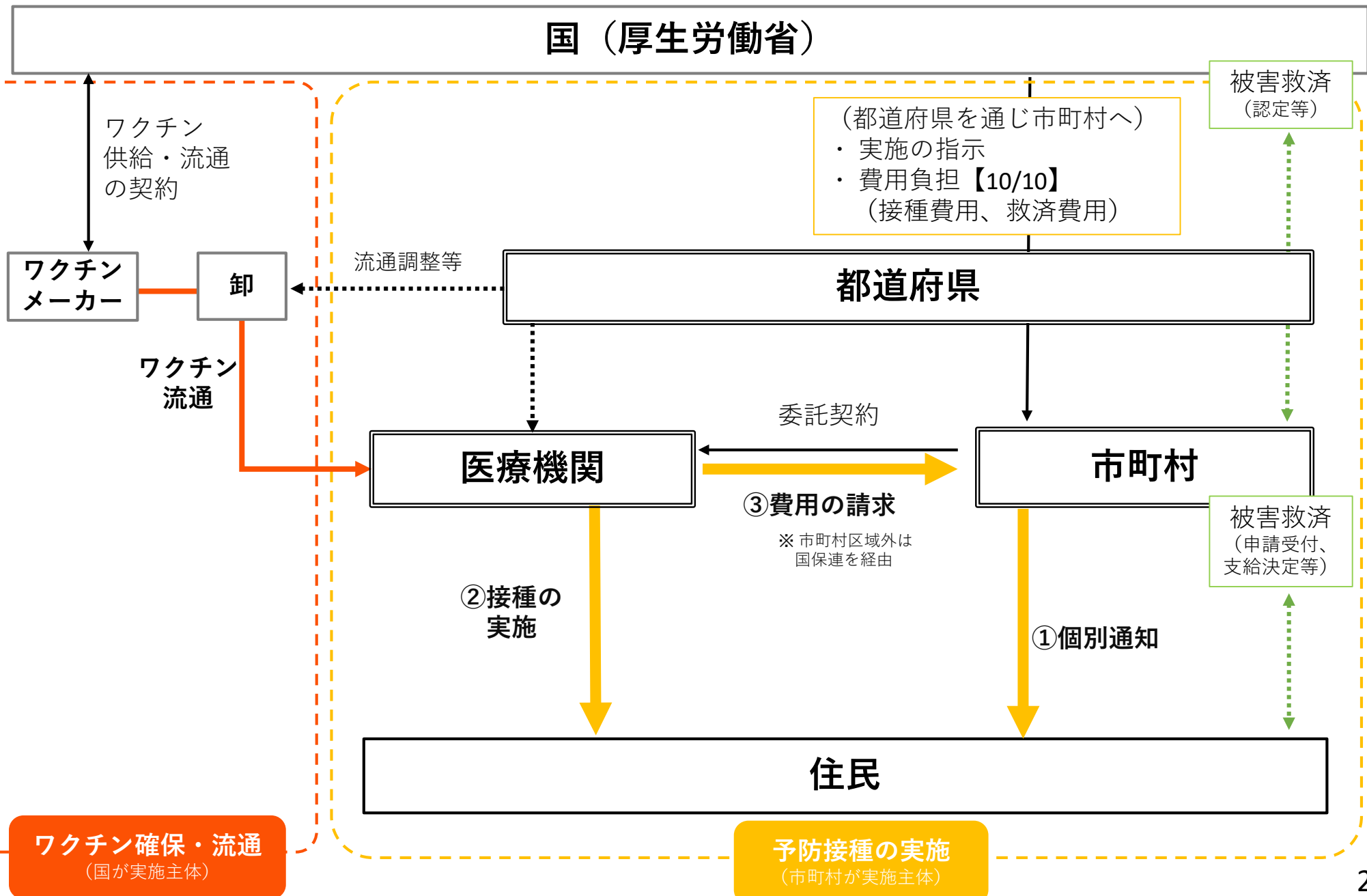
職域接種も予防接種法に基づき行われるものであり、接種にかかる費用は同法に基づき支給される。

## 7. 接種券

接種券が届く前でも接種可能。

接種券が発送された後は、企業や大学において本人から回収して予診票に添付、請求等を行う。

自治体は、標準的に6月中旬を目処に接種券の送付ができるよう、準備を進めていただきたい。



- 新型コロナウイルスワクチンの接種実施に係る委託契約
  - 委託元である市町村は都道府県に契約を委任し、都道府県は全国知事会に再委任する。
  - 委託先となる実施機関は、それぞれが所属する郡市区医師会等の取りまとめ団体に契約を委任し、取りまとめ団体は日本医師会に再委任する。なお、取りまとめ団体のいずれにも所属しない実施機関は市町村に委任し、市町村は都道府県に再委任する。
  - 契約の締結について委任を受けた全国知事会と、日本医師会及び都道府県がそれぞれ集合契約を行う。
- 新型コロナウイルスワクチンの接種費用の支払に係る委託契約については、市町村は都道府県に契約を委任し、委任を受けた都道府県と国保連が契約を行う。

実施機関（医療機関）

